

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (17)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

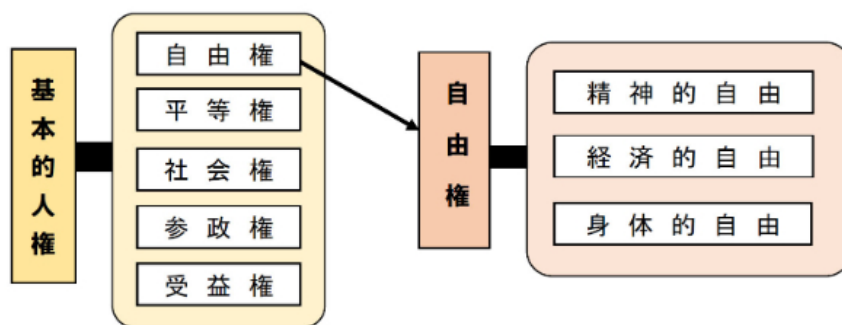
外交・防衛問題

資本論

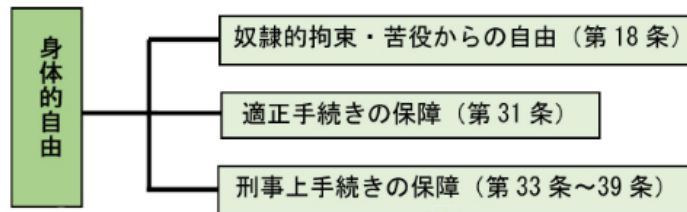
教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (17)



人身の自由とは、肉体的にも精神的にも、不当な拘束（自由の制限）を受けないこと。



※刑事手続き上の保障 = 不当に逮捕されない権利など

身体的自由権の内容

- (1) 「奴隷的拘束及び苦役からの自由」 (第18条)
- (2) 「法定手続きの保障」 (第31条)
- (3) 「不法に逮捕されない権利」 (第33条)
- (4) 「不当に抑留・拘禁・拘留されない権利」 (第34条)
- (5) 「不法な住居侵入・捜査、押収の禁止」 (第35条)
- (6) 「拷問、残虐刑の禁止」 (第36条)
- (7) 「刑事被告人の権利」 (第37条)
- (8) 「自己に不利益な供述・自白の強要禁止」 (第38条)
- (9) 「遡及処罰の禁止・一事不再理」 (第39条)

憲法第三十一条 【 法定手続きの保障 】

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

条文説明

条文にある「法律の定める手続」とは、罪刑法定主義のことで、その起源はマグナカルタ（1215年）に発しています。「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」の原則です。マグナカルタは、国王の暴政に対し、市民（貴族など）が王政を規制した内容の調印を迫ったもので、その中で、「適法な裁判か、国法によるものでなければ、逮捕・監禁・差押・法的保護の剥奪若しくは追放を受け、またはその他の方法によって侵害されることはない」と定められています。マグナカルタの原則はイギリスで繰り返し宣言されましたが、この思想はアメリカのバージニア権利宣言でも示され、ヨーロッパでは、1789年、近代憲法原理として宣言された「人権宣言」です。

したがって、「罪刑法定主義」とは、ある行為を犯罪にする為には、その行為が法律でどのような罪と刑罰になるのか、あらかじめ規定しておかなければならないこと、になります。

さらに、法律によりさえすれば、どのような手続を定めてもよいということではなく、「アメリカ憲法」が「適正な手続」としているように、手続の内容が適正でなければなりません。

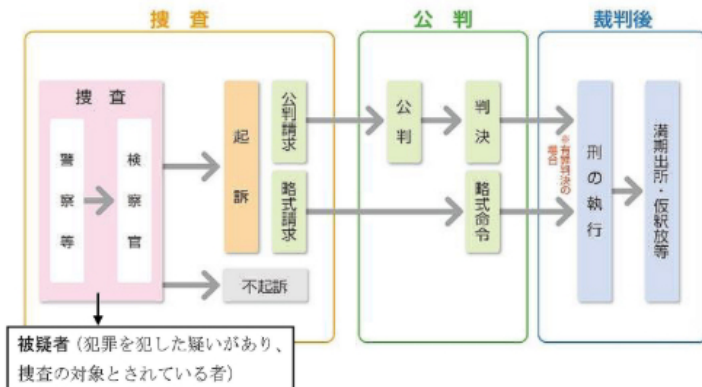
🔍 キーワード検索はこちら

「法律の定める手続き」には、三つの意味があると言います。

1. 実体も法律で定められなければならない（罪刑法定主義）。
2. 法律で定められた実体規定も適正でなければならない。
3. 手続きが適正でなければならない。

これらのことは、憲法13条の「国民の権利は・・・立法その他の国政の上で、最大に尊重を必要とする」と規定されていることから導き出され、人権侵害を最小限度に食い止める内容をもったものとして、「適正な手続」が必要だということです。

刑事手続きの流れ



PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る